

産業廃棄物収集運搬業許可証

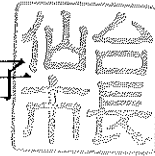
住所 仙台市若林区荒井五丁目22番地の3

氏名 株式会社鈴木興業

代表取締役 及川 久一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子

許可の年月日
許可の有効年月日令和 6年 3月 1日
令和 11年 1月 29日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん（以上、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

燃え殻、汚泥、鋳さい、ばいじん（以上、水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え又は保管を行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 仙台市若林区荒井五丁目25番4

面積 13.28㎡

種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）

保管上限 廃プラスチック類 4.12㎡、紙くず 8.24㎡、木くず 4.12㎡、金属くず 4.12㎡、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

積み上げることができる高さ 2.48m

(裏面に続く)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成	元年	1月	30日	新規許可
平成	6年	1月	30日	更新許可
平成	11年	1月	30日	更新許可
平成	12年	5月	31日	変更許可（紙くず、繊維くずの追加）
平成	14年	7月	9日	変更許可（積替え保管行為の追加）
平成	16年	1月	30日	更新許可
平成	21年	1月	30日	更新許可
平成	24年	2月	15日	積替え保管行為の変更による書換え
平成	26年	1月	30日	更新許可
平成	31年	1月	30日	更新許可
令和	6年	3月	1日	更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有